第2章 定数・任用

○日向東臼杵広域連合職員定数条例

(平成26年2月26日条例第11号)

日向東臼杵南部広域連合職員定数条例(平成13年日向東臼杵南部広域連合条例第4号)の 全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第6項、第172条第3項、第191条第2項及び第200条第6項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第12条第9項の規定に基づき、議会、広域連合長、選挙管理委員会、監査委員並びに公平委員会の各事務部局に勤務する一般職の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

- 第2条 前条の職員の定数は、次のとおりとする。
 - (1) 議会の事務部局の職員 2人
 - (2) 広域連合長の事務部局の職員 11人
 - (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 2人(広域連合長の事務部局の職員をもって併任する。)
 - (4) 監査委員の事務部局の職員 3人
 - (5) 公平委員会の事務部局の職員 2人(広域連合長の事務部局の職員をもって併任する。) 附 **則**
 - この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合職員の臨時的任用に関する規則

(平成13年4月1日規則第7号)

(最近改正 平成26年3月19日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第5項に規定される職員 の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 この規則の施行については、日向市職員の臨時的任用に関する規則(昭和58年日向市規則第14号)を準用する。この場合において、同規則中「市長」とあるのは「広域連合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合非常勤嘱託員等設置規則

(平成13年4月1日規則第8号)

(最近改正 平成26年3月19日規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に規定される嘱託員等の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 この規則の施行については、日向市非常勤嘱託員等設置規則(平成10年日向市規則 第8号)を準用する。この場合において、必要な技術的読み替えは、広域連合長が別に定 める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附貝

この規則は、平成26年4月1日から施行する。